

伊勢志摩国立公園の公園計画の変更（一部変更）に関する概要

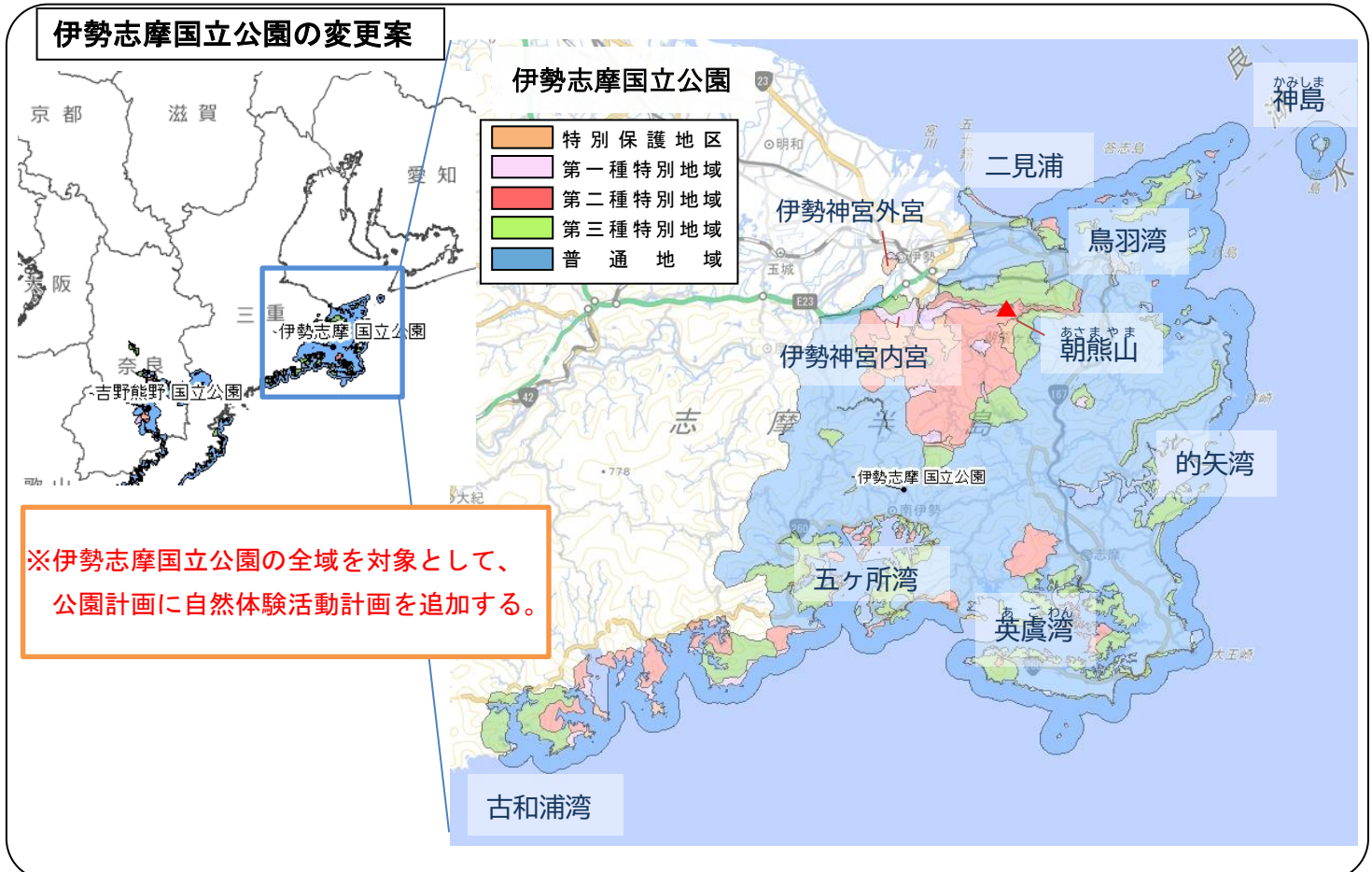
1. 背景

伊勢志摩国立公園は、三重県南部の紀伊半島東端に位置する志摩半島に位置し、伊勢神宮とその背後に広がる神宮宮域林を中心とした内陸部と、二見浦から古和浦湾に至る海岸線、その背後に広がる丘陵地からなる公園です。昭和 21 年 11 月 20 日に国立公園に指定され、昭和 52 年に全般的な見直し（再検討）の後、公園区域及び公園計画の見直しを昭和 60 年（第 1 次点検）、昭和 63 年（第 2 次点検）、平成 6 年（第 3 次点検）、平成 12 年（第 4 次点検）、平成 18 年（第 5 次点検）、平成 26 年（第 6 次点検）に実施しています。

令和 4 年 4 月 1 日に「自然公園法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 29 号）」が施行され、質の高い自然体験活動の促進を目的とした地域関係者による一体的な事業実施を促すため、協議会の設置及び自然体験活動計画制度が創設されました。

本公園は、大部分が民有地のため地域住民の生活圏と重なることから、人々の生活、歴史、文化、風習などに深く触れることができるのが特徴です。伊勢神宮や海女文化、里山里海の景観等、それぞれの地域の特色に合わせた多様な取組が、自治体や事業者等によって検討・実施されています。平成 28 年度に設置された伊勢志摩国立公園地域協議会におけるステップアッププログラムの検討等を通じて、本公園の魅力を活用した自然体験活動の提供に関する基本的な方針の調整・検討が行われています。

このような状況を踏まえ、こうした地域の取組を支援し、本公園の風致景観及び自然環境の適正な保護を図りつつ、各地域の利用状況の特性に合わせた質の高い自然体験活動を促進するため、地域に応じた自然体験活動計画を公園計画に追加するための一部変更を行います。



2. 変更案のポイント

国立公園満喫プロジェクト推進のため、本公園の地域ごとの地形地質・景観・文化等を活かした質の高い自然体験活動を促進するため、次のような方針を盛り込んだ自然体験活動計画を公園計画に追加します。

- ・ 自然と調和した人の営み・伝統・文化や、豊かな自然を体感し、その価値を伝え、感動を与える体験活動の促進
- ・ 地域資源の持続的な活用の推進（「持続可能な観光」、「地域をより良くする観光形態」の実現）
- ・ 地域資源の変化への対応とモニタリング体制の構築 等

3. 公園計画の変更案の詳細

- ・ 自然体験活動計画（新規追加）
- ・ 対象区域：伊勢志摩国立公園（全域）
※詳細は、別添環境省原案のとおりです。